

1 目 標

- (1) 個性の形成を助長しその伸長を図る。
- (2) 集団としての共同目標を遂行するという機会を通じて、社会的態度を身につける。
- (3) 対外試合を目指し、競技会等での好成績を目標とする事によって、より高度な、あるいは新しい運動技術を身につける。また、その活動を通して体力や健康を増進させる。
- (4) 社会生活において余暇を有効に活用できる能力を育成する。
- (5) 部活動を通して、体 徳 知 あるいは 心 技 体 のバランスのとれた人間を形成する。

2 指導の方針・観点

- (1) 学校教育活動の一環として部活動運営委員会、顧問会を設ける。
- (2) 部活動の推進にあたっては運営規定を設け、円滑な運営を図る。
- (3) 設置する部は施設、用具、指導者の可能な範囲で考慮する。
- (4) 学業、生活指導上に支障をきたさぬよう留意する。
- (5) 学校の全教育活動とのバランスを考え、有効な活動がなされること。
- (6) 全職員の協力、保護者の十分な理解を得て運営されること。
- (7) 運営にあたり不都合な点が生じた場合、随時運営委員会、顧問会を開き検討する。

3 部活動の位置づけ

教育活動の一環として活動し、それぞれの部に顧問として職員をおき、平日及び休日に活動する。

4 部活動運営委員会

- (1) 組 織 校長、教頭、顧問、全職員によって組織する。
- (2) 目 的 本校生徒に「1 目 標」の事項を助長することを目的とする。
- (3) 内 容
 - ①部活動運営の基本方針の審議と確立
 - ②部活動に必要な施設、用具の充実に関する企画、運営
 - ③その他、本会の目的達成に必要な事項

5 顧 問 会

- (1) 組 織 校長、教頭、顧問、全職員によって組織する。
- (2) 会 議
 - ① 各顧問が必要と認めるときにはいつでも召集できる。
 - ② 係が召集し、その議長を努める。
- (3) 議 事
 - ① 規則の改廃
 - ② 事業計画および予算の承認
 - ③ その他

6 細 則

- (1) 入部規定
 - ① 希望参加とするが、なるべく全員参加が望ましい。
 - ② 保護者の承諾書を提出させる。また、担任は入部の確認をする。
 - ③ 中体連以外の大会へ参加する場合は、傷害保険に加入する。
(スポーツ傷害保険は、各部に任せるものとする)
 - ④ 新一年生の募集についてはオリエンテーションを行い、その後実施する。また、新しく入部しようとする者は体験入部を約一ヶ月させたうえ顧問が正部員にさせるかを決定する。(体験入部期間 ～4月30日まで)

(2) 退部規定

- ① 転・退部は原則として認めないが、やむを得ない場合はその限りではない。本人との話し合いを重ね、本人・保護者・顧問がいずれも了承するものとする。転部の場合は顧問同士の納得のうえで、また、顧問会で認めた上で行う。(担任印・顧問印を捺印後、部活動係で一括保管をする。)
- ② 保護者の承諾書を提出させる。また、担任は退部の確認をする。
- ③ 原則として、退部した者が他の部に再入部することは認めない。
(ただし、特別な事情がある場合に限り、1度だけは再入部を認めることもある。)

(3) 廃部規定 (R3年度 一部改訂)

- ① 最低活動人数を野球・サッカー・バレー・吹奏楽を5人、ソフトテニスを4人とする。
- ② 最低活動人数を下回る状況が2年間続くか、2年間入部する生徒がいなかった場合は、次年度から募集停止を行い、入部している生徒が引退した時点でその部は廃部について検討する。

(4) 練習

- ① 練習の際には必ず顧問(指導者)が参加することを原則とし、何らかの事情で参加できない場合は必ず責任のとれる代理者が参加することとする。
- ② 自主練習の際にも、①に準ずる。
- ③ 練習場の配分は顧問会で話し合い決定する。体育館使用の部は関係部顧問で話し合う。
- ④ 中間テスト3日・期末テスト5日前から練習はしない。
- ⑤ 休日・祝日の練習は事前計画を立て、学校長および保護者の承認・承諾を受ける。
- ⑥ 長期休業中の練習計画・日程等は、休業前に別に示すこととする。
- ⑦ 練習終了後は、顧問(指導者または代理者)が下校状況を確認する。

(5) 練習時間

- ① 平日の練習時間は、次の時間までに学校の校門を出るようになる。

月	4	5	6	7	8	9
時間	18:30	19:00				18:45
月	10	11	12	1	2	3
時間	18:00	17:40	17:30	17:45	18:00	18:30

- ※下校時刻15分前には練習を終わり、後始末、戸締まり、校門で一礼して下校する。
- ② 休日・祝日の練習は原則として半日とする。計画は顧問の判断とする。
 - ③ **1週間に2日は練習休みの日を設ける。** <ノー部活動デーの徹底…毎週水曜日>
※日曜日が試合や練習の場合は、必ず週内の別日に休みを設ける。
※休日は、家庭に戻すことを心がけていく。(集落清掃の時間帯には可能な限り部活動を入れないようにする)
 - ④ 大会前に練習時間の延長をする場合は、顧問会、職員会、保護者の承認を得る。また、期間は7日間とし、延長時間は1時間程度。ただし、19時を越えての活動はできない。
 - ⑤ ④の場合、保護者との連携を図り、送迎のお願いなど登下校に十分な注意を図る。
 - ⑥ バス通学生徒の下校時刻は、バスの時刻表をもとに決定するものとする。その際、部活動終了時刻が最終バスの時刻より遅い場合は、最終バスの時刻に間に合うよう下校させる。(バスの時刻は時期により変更するので注意が必要)
ただし、大会前など長く練習を行なう場合については、必ず保護者と連絡をとり、バス通学生の帰宅手段を確保できれば、練習を行うこともできる。
 - ⑦ 日没状況・天候などを考慮し、顧問間での共通理解がなされた上で、下校時刻の設定を行う場合がある。(生徒指導部会等で確認する)

(6) 服装について

- ① 登下校の服装は、制服又は正課時用の学校ジャージ、部で決められた服装とする。
- ② 練習時の服装はその部で決めたものとし、私物であること、また、派手な服装にならないよう顧問と相談して決める。
- ③ 土曜日・日曜日・祝祭日の登下校時は、制服又は正課時用の学校ジャージ及び部

のユニフォームでもよい。

(7) 自転車について

- ① 平日は、生徒心得に準ずる。
- ② 学校での休日・祝日の練習では、生徒心得に準ずる。

※ヘルメット着用、自転車保険に加入する。

(8) 試合について

- ① 計画書を校長に提出し、承認を受ける。
- ② 出場選手の健康診断を受ける。
- ③ 保護者に大会出場の承認を受ける。(校長に連絡をする)
- ④ 生徒の意思を尊重する。
- ⑤ 先輩や保護者のいきすぎた激励や応援による試合の妨げがないようにする。
- ⑥ 龍南中の生徒として立派な態度をとるよう指導する。
- ⑦ 練習試合は原則として日帰りとするが、本島外に行く場合は計画書を提出する。
- ⑧ 対外試合に参加する場合には、他の部活動の生徒の貸し借りをしない。
(※ ただし、陸上・相撲・駅伝大会は別とする。)

(9) 大会出場資格について

- ① 県中学総体は、郡中学総体で出場資格を得た場合に限り出場できる。
- ② その他の大会については、保護者とよく話し合いをして、学校長の許可を得る。

(10) 大会参加費用について

- ① 郡中学校総体において、島外での試合の場合に限り、町が一部を補助する。また、県大会出場の際には郡大会で上位3位までの場合に限り、町が一部を補助する。なお、九州・全国大会の出場の際には町が一部を補助する。
- ② 中体連・協会・連盟・その他諸関係機関が主催する大会について、町からの補助が無い場合に限り、各部活動年度1回のみ、体育文化振興費(学校内)から一部を補助する。それ以外は、原則として個人負担とする。

(11) 外部者の指導

外部指導者は、校長が必要と認めたときにコーチとして委嘱する。

(12) 陸上・相撲・駅伝大会の扱いについて

- ① 陸上・相撲・駅伝大会の選手については、全生徒の中から選抜し、学校代表として参加するものとする。(例外として、細則(9)－⑧に準じない)
- ② 陸上・相撲・駅伝大会の選手については、各部活動の顧問とも話し合いの上、選手選考や練習時間、チーム数などを決定するものとする。
- ③ 陸上・相撲・駅伝大会の補助費については、細則(11)－①に準ずる。なお、島内で行われる中学総体の大会については、体育文化振興費(学校内)から年度1回のみ、一部を補助する。
- ④ 中学総体以外の大会に参加する場合については、個人参加とし、大会参加費や旅費などは個人負担とする。

(13) その他

- ① 長期休業中や週休日に昼食をとる際は、家庭から弁当を持ってくるものとする。また、飲み物の容器に関しては水筒・ペットボトルとし、中身はお茶・スポーツドリンクとする。ごみ等については、家へ持ち帰るようにする。(生徒は店に買いに行かない)

7 設置されている部・顧問

	部 活 動 名	顧 問 名 (副 顧 問)
1	野 球	
2	サ ッ カ ー	
3	女子バレーボール	
4	女子ソフトテニス	
5	吹 奏 楽	
	期間限定の活動	
1	陸 上	
2	相 撲	
3	駅 伝	
4	水 泳	

※陸上・相撲・駅伝・水泳の大会については、競技役員の依頼があった場合、大会当日に限り、職員に依頼し、競技役員・引率の必要最少人数で対応するものとする。
※各部活動でケガ・事故等が起きたときには、各顧問がすみやかに対処する。また、管理職や養護教諭とも連携をとり、事後指導などにあたるようにする。

8 そ の 他

- (1) 大会出場計画や結果報告書を提出する。
 - (2) 問題が発生した場合には、各顧問がすみやかに対処する。その際、顧問会が必要と判断した場合は、すぐに顧問会を招集し、話し合いをへて、職員会議で決定する。
 - (3) 顧問は、生徒を指導するとともに、保護者とも連携を図りながら指導にあたるようにする。
 - (4) 原則として、屋外で活動を行うときには、体育帽子を着用するものとする。
 - (5) 対外運動競技大会や文化活動への参加に際しては、県中学校体育連盟や関係連盟などが定めるところの規定を守り、「大会参加にふさわしい選手・生徒」であることとする。ふさわしくない選手や生徒は大会参加を認めない。
- ※「大会参加にふさわしくない選手や生徒」とは、眉そり、ピアス、染髪などを行っている生徒のことであり、大会参加の是非については学校側で判断し決定する。この際、妥協をしてはならないが、心ある指導にあたるよう努める。

9 附 則

この規則は令和4年4月1日より部則を改訂する。